

### 平成22年度 放課後児童クラブ利用者募集

伯耆町放課後児童クラブは、下校後において家族の方が仕事や家庭の事情で不在となる家庭の1年生から3年生までの児童を対象に、保護者などに代わって児童の安全の確保を行い、児童の健全育成を図ることを目的に開設しています。

●申請期間 11月2日(月)から11月30日(月)まで

●申請先 本庁舎 総合福祉課 福祉支援室または、分庁舎 なのはな生活課  
●提出書類 ①放課後児童クラブ許可申請書、②個人カード、③児童を家庭で保育することができないことを証明するために必要な書類(就労証明等)

### ●募集内容

(1)開設場所と定員		
クラブ名	開設場所	定員
岸本放課後児童クラブ	岸本小学校地内	50名
溝口放課後児童クラブ	伯耆町青年の家内	35名
八郷放課後児童クラブ	旧あさひ保育所(真野)	20名
(2)開所日及び開所時間		
月～金曜日	放課後～午後6時まで (学校給食がない日は弁当が必要)	
土曜日、長期休業中(春、夏、冬休み)	午前8時～午後6時まで(弁当が必要)	
※日曜日、祝祭日、年末年始は閉所します。		
(3)利用料	月額 3,000円(傷害保険料は別途)	
(4)指導内容	屋外遊戯、図画工作等	

【問い合わせ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

### 平成22年度 保育所入所児童募集

平成22年度保育所入所児童を次のとおり募集します。  
年度途中に入所を希望される方も、予めご相談ください。  
(年度途中の入所申込みは、随時受け)

付けをしますが、ご希望に添えないことがあります。  
●募集期間 11月2日(月)から11月20日(金)まで

### 募集内容

保育所名	定員	乳幼児受入年齢	開所時間		電話番号
			月～金曜日	土曜日	
ふたば保育所	90人	1歳～	7:30～18:00	7:30～12:30	68-2078
あさひ保育所	45人	1歳～	7:30～18:00	7:30～12:30	68-2076
こしき保育所	120人	生後3ヶ月～	7:30～19:00 (乳児は、18:00まで)	7:30～18:00 (乳児は、12:30まで)	68-2122
溝口保育所	120人	生後3ヶ月～	7:30～19:00 (乳児は、18:00まで)	7:30～18:00 (乳児は、12:30まで)	62-1317
二部保育所	45人	1歳～	7:30～18:00	7:30～12:30	62-7179

※定員には、現在入所中の児童を含んでいます。  
※こしき・溝口保育所では、延長保育(月～金は19:00まで)を実施します。(延長保育には、保育料とは別に延長保育料が必要です。)  
※ふたば保育所では平成22年度からの延長保育と土曜日午後の保育は実施しません。  
※乳児保育の対象者(0歳児)については、保育時間が異なりますのでご注意ください。  
※児童の年齢は、入所月の初日現在の満年齢で認定します。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中の保育料は変わりません。  
※保育料は、平成21年分所得税額等により、新年度に決定します。(保育料等については、総合福祉課 福祉支援室へお問い合わせください。)

【問い合わせ・申込み先】 各保育所 または 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

### 町営公園墓地使用者募集

伯耆町では、町営公園墓地地区画造り成工事の完了に伴い、新たに墓地使用者の募集を行います。ご希望の方は次の事項をご確認のうえ、お申し込みください。



所在地	伯耆町久古1537番地
1区画の大きさ	7.5㎡(間口2.5m×奥行3.0m)
募集区画数	26区画
募集期間	平成21年11月2日から平成22年2月26日まで
使用許可日	平成22年4月1日
申込資格	伯耆町に住所を有する世帯主
墓地使用料	297,000円
墓地管理料	2,400円(年度毎)
申込時に必要なもの	印鑑及び住民票(記載省略のないもの)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者1人につき1区画までです。</li> <li>・申請者多数の場合は、抽選で決定します。</li> <li>・その他既存区画の空き区画(2区画)については、随時受付しています。</li> </ul>

【問い合わせ・申込み先】 地域整備課 環境整備室 ☎68-5539

### 11月は児童虐待防止推進月間です！

### 気づいたら子どもの心の叫び

児童虐待とは、特別な家庭に起きるものではありません。親がどんなに頑張っている、愛情があっても、児童虐待は起るのです。大人も自分の苦しさ、気づかず、無意識のうちに虐待をしてしまうこともあります。

子どもは親から受ける行為には、自分から『助けて』と言わない場合がほとんどです。周りの大人が、子どもの心の叫びに気づき、子どもの声を支援機関につなぐてください！

**【心理的虐待】**  
言葉によるおどし、無視や拒否的態度、兄弟姉妹間でのいちじらしい差別的扱い など

**【ネグレクト】**  
適切に食事を与えない、衣類を着替えさせないなどひどく不衛生なままにする、家に閉じ込める、車内や室内に放置するなど

**【身体的虐待】**  
蹴る、殴る、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける、戸外に閉め出す、異物を飲ませる など

**【性的虐待】**  
性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノ被写体にする など

●月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534  
●夜間・休日も担当者に取り次ぎます 宿直 ☎68-3111

『オレンジリボン』は、子どもの虐待防止の象徴です！『オレンジリボン』には、子どもの虐待の現状を広く知らせると共に、子どもの虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちが込められています。